

平成30年9月14日

一般廃棄物収集運搬許可業者の皆様

山形広域環境事務組合

## 廃棄物処理手数料納付方法等の変更について（お知らせ）

日頃は、当組合が実施する事業に対して、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、12月からのエネルギー回収施設（川口）の本稼働に伴い、廃棄物処理手数料（以下「手数料」と称します。）の納付方法等に変更がございますので、お知らせいたします。

なお、ご不明な事などありましたら、末尾の問い合わせ先まで御連絡下さい。

### 1 対象施設と納付方法の変更の一覧

対象施設	収集市町	～H30.11.17(土)	H30.11.19(月)～ H30.11.30(金)	H30.12.1(土)～
半郷清掃工場	山形	現金又は後納 (変更なし(当組合からの請求))	受入停止	施設廃止
	上山・山辺・ 中山	各役所、役場精算 (変更なし)		
エネルギー回収施設 (川口) (11/19～11/30、 12:00～13:00は受 入しません)	山形	試運転中	現金又は後納 (変更なし(当組合からの請求))	現金又は後納 <u>(管理会社※からの請求)</u>
	上山・山辺・ 中山		各役所、役場精算 (変更なし)	<u>同上</u>
エネルギー回収施設 (立谷川)	山形	現金又は後納 (変更なし(管理会社からの請求))		
	上山・山辺・ 中山	各役所、役場精算 (変更なし)	<u>現金又は後納</u> <u>(管理会社※からの請求)</u>	
立谷川 リサイクルセンター	山形・上山・ 山辺・中山	現金又は後納 (変更なし(当組合からの請求))		

※管理会社：エネルギー回収施設（川口）……（株）かみのやま環境サービス  
エネルギー回収施設（立谷川）…山形エコクリエイション（株）

## 2 納付方法(『現金』と『後納』)について(山形市以外の構成市町収集分)

これまで、各役所・役場での精算でしたが、12月1日(土)以降の手数料の納付方法は、下表のとおり『現金』払い又は『後納』になります。必ずどちらか一方を選択することとなります。なお、立谷川リサイクルセンターにおいては、引き続き『現金』払い又は『後納』です。

納付方法	特 徴
現 金	・ 搬入の都度、計量所にて現金で支払います。
後 納	・ 手数料は1ヶ月毎にまとめて、翌月納付精算することとなります。 ※計量所での現金払いと併用できませんので注意が必要です。 また、月の途中で『現金』払いから『後納』に変更することはできません。

## 3 後納制度の概要

### (1) 要件

- 構成市町から一般廃棄物収集・運搬の許可を受け、かつ山形広域環境事務組合のごみ処理施設への搬入許可を受けた方  
(上記に加え、再申請時においては、滞納している後納手数料がないこと、過去2年間において手数料の納付の遅れがないこと)

### (2) 申請方法

- 申請場所は、末尾の問い合わせ先です。
- 後納申請書の提出が必要です。当組合ホームページからもダウンロードできます。
- 車両ごとではなく、許可業者様名義一括での取扱いです。  
※ 既に山形市収集分の後納の承認を受けた方であって、山形市以外収集分の搬入許可証をお持ちの方には、後納用の計量カードを搬入施設毎・車両毎に発行しますので、改めて申請する必要はありません。

- 申請期限は、平成30年12月の当初搬入分から後納を希望される場合は、**10月26日（金）まで申請が必要です。**
  - 開始期間は、月の初日（1日）からとなり、月の途中からはできません。
  - 承認期間は、搬入許可期間の末日までです。  
（後納継続を希望する方には、搬入許可更新の際に、併せてご案内をいたします。）
- ※ 通常は、開始希望月の前月14日前までが申請期限ですが、12月からの後納申請に限っては、処理および確認期間を考慮し、上記の期限とさせていただきますので、ご了承ください。

(3) **納付方法**

- 立谷川リサイクルセンター分  
月ごとに手数料を集計し、当組合が翌月上旬に納入通知書を送付しますので、納期限までにお支払い下さい。（納期限は、送付月の20日頃です。）
- エネルギー回収施設（立谷川）・（川口）分  
当組合が手数料徴収事務等を委託する**管理会社**（1ページ※印を参照）が手数料を集計し請求しますので、指定された金融機関に振り込み下さい。**なお、振り込み手数料は納入者様負担となります。**（請求日および納期限は、それぞれの管理会社で設定します。）

(4) **滞納した場合**

- 後納承認が取り消され、計量所において現金による即時納付になります。
- 滞納が続く場合には、全施設において搬入停止となります。

**【イメージ図】 12月搬入分より後納の場合の流れ  
（立谷川リサイクルセンター12月搬入分手数料の場合）**



## 4 計量カード(ICカード)の取扱い

### (1) エネルギー回収施設(川口)の計量カードの受け取り

- 現在、半郷清掃工場の計量カードをお持ちの方、または各役所・役場で精算をしている方は、エネルギー回収施設(川口)に搬入するに際使用する計量カードを、以下の日時・場所にて受け取ってください。

**日時 : 平成30年11月12日(月)から14日(水)**

**9:00から16:00まで(昼時間は除く)**

**場所 : エネルギー回収施設(川口) 事務室**

### (2) エネルギー回収施設(立谷川)の計量カードの受け取り(山形市以外の構成市町収集分)

- 現在、搬入後、各役所・役場で精算をしている方は、12月以降に搬入する際に使用する計量カードを、以下の日時・場所にて受け取ってください。

**日時 : 平成30年11月12日(月)から14日(水)**

**9:00から16:00まで(昼時間は除く)**

**場所 : エネルギー回収施設(立谷川) 事務室**

### (3) 計量カードの紛失・破損への対応

- エネルギー回収施設(立谷川・川口)及び立谷川リサイクルセンターの計量カード(ICカード)については、紛失、及び使用者の責とみなされる破損が生じた場合は、実費相当分の負担を求めます。
- 再発行は申請制とします。また、紛失時については、後納等で悪用されることがないように使用不可の措置が必要ですので、当組合へ即時届出を行ってください。

### (4) 計量カードの返却について

- 車両の入れ替えなどにより、カードが不要になった際には、すみやかに返却願います。

問い合わせ先

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号 山形市役所10階

山形広域環境事務組合施設課 施設係 井上、垂石

023-641-1212 (内線919、920)